

加西市脱炭素化設備等導入促進補助金

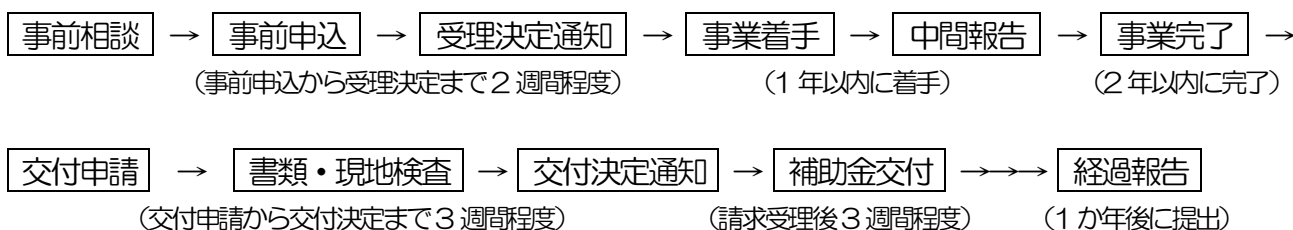
事業者の脱炭素化促進に最大 **3,000** 万円補助

加西市では、事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて事業者の持続的成長の実現並びに地域産業の振興を図るため、市内で事業を営む事業者が実施する再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入など脱炭素化に貢献する取組を開始するに当たり要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

対象となる設備等・補助率等

補助対象事業	補助率
① 再生可能エネルギー設備 ・ 太陽光発電設備 ・ 太陽熱発電設備 ・ 風力発電設備 ・ 小水力発電設備 ・ 地熱発電設備 ・ バイオマス発電設備 ・ 上記の発電設備と連携して導入する蓄電池及びV2H	補助対象経費の 2/3 以内 (上限:3千万円)
② 省エネルギー設備 ・ 空調設備 (複層ガラス、機能性フィルム含む) ・ 照明設備 ・ 燃焼設備 ・ 業務用燃料電池 ・ 建築物の ZEB 化 ・ その他省エネ効果が得られる設備	補助対象経費の 1/2 以内 (上限:1千万円)
③ 上記①または②に併せて導入するエネルギー管理装置 (EMS装置)	

手続きの流れ



※申請にあたり、産業振興課に事前相談を行ってください。

※受理決定通知から1年以内に着手し、2年以内に完了となる事業が対象です。

※事業完了後、1か年のCO2削減効果について経過報告が必要です。

補助金交付の主な要件

【補助対象者】

次に掲げる要件を全て満たしている市内に事業所を有する又は市内に事業所を新設する事業者とする。

- ・ 市内で反復継続して事業を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。（※市内での本店所在の有無は問いません。）
- ・ 市税等を滞納していないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団員密接関係者のいずれにも該当しないこと。
- ・ 過去に本補助金を2回以上の交付を受けたことがないこと。

【補助事業】

- ・ 事業を営む市内の事業所で実施する事業であること。
- ・ 再生可能エネルギー設備は、CO₂ 排出量の削減効果が設備投資額（※1）100万円あたり年間 1.0t-CO₂ 以上であり事業所内での自家消費による省エネ化を主目的とするものであること。
- ・ 省エネルギー設備は、CO₂ 排出量の削減効果が設備投資額（※1）100万円あたり年間 2.0t-CO₂ 以上であること。
- ・ 補助対象経費が200万円以上の事業であること。

※1 設備投資額は、補助対象経費のうち「③設備費」により算出してください。

※2 中古設備、リース契約による設備の導入は対象外です。

補助対象経費

①調査費、②設計費、③設備費、④工事費（改修費含む）、⑤設備処分費（補助対象経費総額の1/2以内）、⑥雑役務費

※補助対象経費は、国・県等の補助金等の収入の額を控除した額とします。

※補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含みません。

その他

申請に必要な様式は、加西市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.kasai.hyogo.jp/soshiki/20/18512.html>

申請・問合せ先

加西市 地域振興部 産業振興課

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地

TEL：0790-42-8740 FAX：0790-43-1802 メール：sangyo@city.kasai.lg.jp